

別記様式第1号(第四関係)

とちぎけんこめこせいさんかつせいかけいかく  
栃木県米粉生産活性化計画

栃木県

令和4年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

|       |              |          |             |
|-------|--------------|----------|-------------|
| 計画の名称 | 栃木県米粉生産活性化計画 |          |             |
| 都道府県名 | 栃木県          | 市町村名     |             |
|       |              | 地区名(※1)  | 栃木県全域       |
|       |              | 計画期間(※2) | 令和4年度～令和7年度 |

## 目標 : (※3)

農業就業人口の減少や高齢化の進展、さらには新型コロナウイルスの影響により、米の消費量は減少し、価格は低下しており、農業者の生産意欲の減退により農地の遊休化も招くなど農村活力は低下しつつある。

そこで、麦・大豆等土地利用型作物に新規需要米(米粉用米)を加えた輪作体系など、米の消費量減少の変化に対応した水田フル活用の作付体系の推進により、中核的な土地利用型経営体の収益向上を図ることで、地域における農業者の生産意欲を向上させ、新規就農者の参入を促し、さらには定住を促進し、地域農業全体の活性化を図ることを目標とする。

本県産の原料(米粉用米)を米粉製造用の農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設で加工処理・流通することにより、地域産物の販売額の増加を図り、水田フル活用による農業者の所得と生産意欲の向上につなげる。また、地域農業の活性化と新規就農者の定住を促進するため、都市住民との交流や輸出を含めた県産米粉製品のブランド化に取り組んでいく。

(具体的な数値目標として、新規就農者をこれまでの3年間で930名(令和元年度から令和3年度、310人/年)から、令和7年度までに1,140名(令和5年度から令和7年度、380人/年)を目指す。)

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

栃木県は、平坦で広い農地、豊富な水資源、大消費地である首都圏に位置するなど恵まれた地理的条件を活かし、米麦・園芸・畜産など地域の特色を生かした農業生産を展開し、首都圏の食料基地として大きく貢献している。

県内の耕地面積は121,700ha、そのうち田は94,800ha(77.9%)を占め、田の大部分では水稲(子実用)54,800haが作付けされており(出典:令和3年農林水産関係市町村別統計)、稲作を中心に麦・大豆等を組み合わせた土地利用型農業が行われている。

少子高齢化・人口減少等に伴う米の需要が減少し、米を巡る情勢が大きく変化する中、本県では、多様なニーズに的確に対応し、水田を活用した収益性の高い農業を展開するため、「稲麦大豆生産振興方針」「栃木の需要に応じた米づくり推進方針」のもと関係機関団体及び生産者が一体となり、米粉用米の生産拡大など新たな需要に対応した米づくりに取り組んでいる。

### 現状と課題

農業就業人口及び基幹的農業従事者が減少し、基幹的農業従事者のうち65歳以上が占める割合が約7割と高齢化が進行している中で、米の消費量も減少している。さらに、コロナ禍で外食需要が急減し、米の需要量は大きく減少するとともに価格も大幅に低下し(令和2年産コシヒカリ対比▲3,400円/60kg)、農業者の所得低下や生産意欲の減退を招き、不作付地の増加につながり、地域農業の活力低下が懸念される。

主食用米の需要が年々減少する中で、米粉用の需要量は拡大している。大手実需の工場が県内に立地する本県の優位性を活かして、新たな用途に使用できる米粉の継続的な米粉生産拡大と販売拡大を通じた地域農業・農村の活性化を図るため、食品業者等とも連携し需要を確保・拡大していくことが重要であるが、現在の施設規模では需要の増加に対応できない。

また、安全・安心な国産農産物のニーズの高まりなどの情勢変化を踏まえ、本県農地の約8割を占める水田を活用して農業の収益性を高めていく必要がある。今後は、麦・大豆作に加え水田フル活用の方策として新規需要米(米粉用米)を作付体系に取り入れ、農業経営の安定化を図りながら新規就農者の参入を含めて地域農業の担い手を育成し、農地の遊休化を抑制するとともに、地域農業・農村の活性化を推進する必要がある。

### 今後の展開方向等(※4)

本事業の実施により

①主食用米から需要のある米粉用米への転換推進と不作付地や麦・大豆等の転作に不利な条件水田における米粉用米の作付を積極的に推進し、農地の有効活用を図る。

②食品製造業者等との緊密な連携のもと、ニーズが高まっているグルテンフリーに対応した新たな米粉加工品の開発等による需要拡大と米粉用米の生産拡大を図る。

③地域に合わせた水田フル活用の作付体系や多収品種・低コスト技術導入により農業所得を増加させ、中核的な土地利用型経営体の収益向上を図る。

これらにより、生産意欲の向上及び就農環境や機運を醸成し、新規就農者を増加させることで地域を活性化し、地域への定住を図る。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

| 市町村名 | 地区名   | 事業名(事業メニュー名)(※2)           | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3) | 備考 |
|------|-------|----------------------------|--------|----------|-------------------------|----|
| 栃木県  | 栃木県全域 | 処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)  | (株)波里  | 有        | イ                       |    |
| 栃木県  | 栃木県全域 | 処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設) | (株)波里  | 有        | イ                       |    |
|      |       |                            |        |          |                         |    |
|      |       |                            |        |          |                         |    |

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

| 市町村名 | 地区名   | 事業名                    | 事業実施主体       | 交付金希望の有無 | 備考          |
|------|-------|------------------------|--------------|----------|-------------|
| 栃木県  | 栃木県全域 | 経営所得安定対策(戦略作物助成、産地交付金) | 栃木県水田農業推進協議会 | 無        | 国庫事業:       |
| 栃木県  | 栃木県全域 | 作付転換拡大緊急対策事業           | 市町農業推進協議会    | 無        | 国庫+県単事業:R3~ |
|      |       |                        |              |          |             |
|      |       |                        |              |          |             |

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名  | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-----|------|--------|----|
|      |     |      |        |    |
|      |     | 該当なし |        |    |
|      |     |      |        |    |
|      |     |      |        |    |

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

|  |      |  |
|--|------|--|
|  | 該当なし |  |
|--|------|--|

### 3 活性化計画の区域(※1)

|   |          |                                      |
|---|----------|--------------------------------------|
| 栃木県   | 区域面積(※2) | 601,936ha(総面積から既に市街地を形成している区域を除いた面積) |
| 区域設定の考え方(※3)  |          |                                      |
| ①法第3条第1号関係:<br><br>・活性化区域の総面積601,936haのうちの農林地の面積は498,443ha(県全体の農林地:503,733ha、「既に市街地を形成している区域」中の農林地:5,290.5ha)、農林地の占める割合は81.6%であり、基本方針に示す概ね80%を満足している。<br>(総面積は国土交通省国土地理院令和4年全国都道府県市区町村別面積調査、「既に市街地を形成している区域」の面積及び農林地の面積は、土地利用現況調査結果(栃木県県土整備部都市計画課 令和4年8月28日公表))<br>・当該区域601,936haは本県の総面積から都市計画法に基づく市街化区域及び用途地域を除いた面積であり、農業が重要な産業となっている地域である。<br>・活性化計画の対象となる用途地域等を除いた区域の農林業従事者は80,557人となり、活性化区域内の全就業者数に対する割合は8.7%となる。また、用途地域等を含む区域でも農林漁業従事者割合は5.2%となっている。<br><br>以上より、基本方針に示す全就業者数に対する農林業従事者の割合がおおむね5%以上を満たす。 |          |                                      |
| ②法第3条第2号関係:<br><br>・総農家数(H27:55,446人→R2:46,202人)、基幹的農業従事者(H27:52,914人→R2:42,914人)は減少している。また、基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合が増加傾向(H27:62.0%→R2:69.5%)にあるため(2020年農林業センサス)、農産物処理加工施設・農産物集出荷施設を整備することで、地域農産物の販売増加や新規需要米の需要拡大・生産拡大につながる。これにより農家経営基盤の強化により基幹産業である農業の振興や新規就農者の確保など、地域活性化が図られる。   |          |                                      |
| ③法第3条第3号関係:<br><br>当該計画区域は、総面積から都市計画法に基づく市街化区域及び用途地域を除いており、既に市街地を形成している区域を含んでいない。   |          |                                      |

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| 土地の所在 | 地番 | 地目  |    | 地積(m <sup>2</sup> ) | 新たに権利を取得するもの |       |    | 既に有している権利に基づくもの |       |    | 土地の利用目的                                       |                  | 備考 |
|-------|----|-----|----|---------------------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|---|------------------|----|
|       |    | 登記簿 | 現況 |                     | 権利の種類(※1)    | 土地所有者 |    | 権利の種類(※1)       | 土地所有者 |    | 農地(※2)<br>市民農園整備<br>促進法第2<br>条第2項第1号<br>イ・ロの別 | 市民農園施設<br>種別(※3) |    |
|       |    |     |    |                     |              | 氏名    | 住所 |                 | 氏名    | 住所 |   |                  |    |
|       |    |     |    |                     | 該当なし         |       |    |                 |       |    |   |                  |    |

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

| 整備計画 | 種別(※5) | 構造(※6) | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
|------|--------|--------|------|------|------|----|
| 建築物  |        |        |      |      |      |    |
| 工作物  |        |        | 該当なし |      |      |    |
| 計    |        |        |      |      |      |    |

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

| 事 項   | 内 容   | 備 考 |
|---|---|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)  |   |     |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)  |   |     |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等  | <div data-bbox="1124 708 1482 782" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">該当なし</div> |     |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)                                 |   |     |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)                                 |   |     |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)                       |   |     |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 |   |     |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)                    |   |     |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)   |   |     |

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、新規需要米(米粉用米)の生産拡大と水田フル活用による収益向上を通じて地域農業の活性化を図り、新規農業者数を増加することを目標としており、毎年度、本県農政部において実施する新規就農者に関する調査結果を基に、計画期間終了翌年度に令和7年度の新規就農者数を把握する。そのうえで、県が全農とちぎ等の関係機関・団体とともに評価・検証を行い、結果を公表する。